

加須市男女共同参画推進事業所表彰実施要領

1 趣旨

男女がその個性と能力を発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現のためには、雇用や就労環境の整備など事業所における取組も必要不可欠なものである。

そこで、男女が共同して参画することのできる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業所を表彰するとともに、これを広く市民に周知することにより、事業所における男女共同参画の推進及び女性の就労環境整備の促進を図る。

2 対象

対象となる事業所は、市内に所在する事業所(国、地方公共団体等を除く。)とし、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 女性の能力活用や職域拡大のため、積極的な取組を行っている事業所

例)○ 女性の管理職への積極的登用

○ 女性従業員の資格取得支援

○ パート職員の処遇改善、正職員の登用など

(2) 仕事と家庭の両立(ワークライフバランス)を支援するため制度が制定及び積極的に活用されている事業所

例)○ 育児休業制度

○ 介護休業制度

○ 再雇用制度

○ 在宅勤務制度

○ ノー残業デーや定時帰宅奨励制度 など

(3) その他、男女が共同して参画することのできる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業所

例)○ 職場全体でのセクハラ防止対策の実施

○ パート労働者の良好な就業環境づくり など

3 表彰件数

表彰件数は、4件以内とする。

4 選考

表彰事業所の選考は、加須市男女共同参画審議会にて行う。

5 決定

加須市男女共同参画審議会の選考に基づき、市長が表彰事業所を決定する。

6 表彰

表彰事業所に対し、賞状を授与する。